

国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル



香川大学 インターナショナルオフィス

2022年7月策定

I	国際交流危機管理体制の基本方針	1
	1. 対象とする危機の範囲	1
	2. 海外における危機発生時の対応方針	1
II	海外渡航における危機管理	2
	1. 渡航前オリエンテーション等の実施	2
	2. 海外渡航の判断	3
	3. 渡航後に生じた危機発生時の対応	5
III	外国人留学生等の受入れにおける危機管理	6
	1. 受入れ時オリエンテーションの実施	6
別紙 1	海外での事件・事故発生時の学内連絡網	8

I 国際交流危機管理体制の基本方針

1. 対象とする危機の範囲

国際交流において大学が直面する危機の範囲は、香川大学危機管理基本マニュアル第1部「3 対象とする危機の範囲」のとおりであり、とくに渡航先の治安や地理的要因がリスクとなる渡航先で生じた事件・事故等による危機、外国人留学生及び外国人研究者等の日本国内での生活又は教育研究活動に伴うリスクなどに重点を置く。

【 対象とする危機の範囲（香川大学危機管理基本マニュアルより抜粋） 】

(1) 事象・状態による分類

- ① 自然災害
 - ・地震、風水害、その他自然現象による災害
- ② 重大事故
 - ・大規模な火災又は爆発事故で多数の死者又は行方不明者を伴うもの
 - ・ライフラインに係る事故で職員等に重大な影響を与えるもの
 - ・危険物、毒劇物の大量流失事故
 - ・その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生ずるおそれのある事故
- ③ 重大事件等
 - ・大規模な騒乱、テロ等で人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生ずるおそれのある事件
 - ・その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生ずるおそれのある事件
- ④ 健康危機
 - ・致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生
 - ・大規模な集団食中毒の発生
 - ・毒劇物の混入、化学剤、生物剤による集団健康被害の発生
 - ・その他原因不明の健康被害の拡大
- ⑤ 施設内での災害、事故等
 - ・設備安全管理上の重大な事故
 - ・不審者侵入、不審物等によって重大な人的被害が生じ、又は生じるおそれのあるもの
 - ・その他施設内で人的被害が生じ、又は生じるおそれのある災害、事故等

2. 海外における危機発生時の対応方針

海外での危機発生については、「国立大学法人香川大学危機管理規則」に基づき危機管理体制を構築する。

【 国立大学法人香川大学危機管理規則（抜粋） 】

(危機対策本部の設置)

第8条 学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに幸町地区に危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 前項の対策本部は、原則として法人本部に設置するものとし、法人本部に置くことができない場合は、状況に応じて他の部局等に設置するものとする。

3 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長は、理事の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、理事及び副学長をもって充て、関係する法人本部から部長等を加えるものとする。
- (4) 本部員には、必要に応じて関係する部局等の長を加えることができる。

II 海外渡航における危機管理

1. 渡航前オリエンテーション等の実施

海外渡航にあたっては、渡航者自身が、「**自分の身は自分で守る**」という自己責任の意識を強く持ち、そのためには自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。このような意識を渡航者が身につけるための啓発を徹底するとともに、渡航者自身が危機事象に関する情報・収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、さらに、万が一事件・事故に巻き込まれた場合にもどのように行動すべきかについて十分に理解させるため、大学は渡航前のオリエンテーション等を通じて以下の項目について周知・指導を行い、最大限の方策を講じる。

(1) 渡航国・地域に関する情報提供

- ① 国際情勢の変化や動向、危険度、危険情報等
- ② 風俗風習・性倫理・宗教的特徴等の文化的差異
- ③ 対日感情や日本人に対するイメージ及び政治的動向
- ④ 流行している感染症と予防接種の必要性及び罹患しやすい疾病・風土病に関する情報

(2) 連絡体制

- ① 学部学生の留学は、渡航日程、渡航中の住所・連絡先、派遣先機関等の受入れ担当者名や指導教員名等について記載された「**留学願**」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(香川大学学則第 56 条第 2 項、第 65 条)

また、留学・私事等を含め海外に渡航する学生は、「**海外渡航・一時帰国届**」、「**海外渡航誓約書**」を提出する。休学中の留学も同様に提出する。(香川大学学生準則第 15 条、本学が別途定める渡航方針による)

渡航後に当初予定が変更になった場合及び留学中の旅行等についても速やかに部局等へ連絡する。

職員の外国出張・海外研修等は、事前に出張届等を提出し所定の手続きを行う。私事渡航の場合は、事前に「**私事渡航届出書**」を提出する。

また、職員が渡航するときは「**海外渡航誓約書**」を提出する。(本学が別途定める渡航方針による)

- ② 渡航予定者は、「**海外での事件・事故発生時の学内連絡網**」(別紙 1)を確認して把握する。
- ③ 渡航者は、海外対応の携帯電話等通信機器による迅速な連絡方法を確保する。

(3) 海外旅行保険等

学生には、インターナショナルオフィス(以下「オフィス」という。)が実施する「危機管理セミナー」等で、本学が契約している危機管理アシスタンス会社のサービスや海外旅行保険について説明し、海外旅行保険の加入を推奨する。

また、学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学生教育研究賠償責任保険(学研賠)及び学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)の加入状況・補償内容を確認し、留学期間や内容に応じて、その他の海外旅行保険を活用するなど必要に応じた保険を選択する。その他、現地の医療機関でキャッシュレス診療が受けられるかなどの事前確認を行う。(キャッシュレス診療の可否は、危機管理アシスタンス会社を通じて確認することも可能)

なお、学生・職員等の教育研究活動や留学等によって生じた事故により第三者に身体障害

または財物損壊を被らせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、国立大学法人総合損害保険の「総合賠償責任保険（海外活動賠償責任補償特約）」により補償される場合がある。また、学生・職員等が渡航先で死亡、入院、行方不明等となった場合、又は渡航予定先が大規模自然災害、健康を著しく脅かす大気汚染や感染症の発生または戦争、外国の武力行使、革命等により留学または用務等の全部または一部の実行が困難となった場合は、同保険の「費用利益保険特約（国際交流活動対応費用補償特約）」により、その対応費用、救援者現地派遣費用などが補償される場合がある。

（４）健康管理

- ① 渡航前に自身の健康チェックを行うこと。既往症があるまたは通院・治療中の学生・職員等の渡航に際しては主治医の判断を仰ぐ。
- ② 海外における歯科治療は、治療費が高額かつ地域によっては技術的な問題が生じる場合もあるため渡航前に済ませる。
- ③ 渡航中に精神的ストレスが生じた場合は、無理をせず海外旅行保険等の関連サービス窓口や渡航先または本学の対応窓口等に相談する。
- ④ 渡航先（国・地域）で流行している感染症について、厚生労働省検疫所（FORTH）のホームページ等を利用して情報を収集する。
また、感染症の種類によっては、渡航前に予防接種を受けることを推奨する。
(URL:<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>)
(URL:<https://www.kagawa-u.ac.jp/health/>)。
- ⑤ 職員を6か月以上海外に派遣する場合は、医師による健康診断を行わなければならない。（労働安全衛生規則第45条の2）。

（５）在外公館への届出等

- ① 渡航者は、外務省海外旅行登録「**たびレジ**」の登録を行う。
(URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)
(香川大学学生準則第15条)
- ② 外務省 ORRnet (Overseas Residential Registration) (インターネットによる在留届電子届出システム) 旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「**在留届**」を提出することが義務付けられている。
(URL:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)
- ③ 海外渡航中の緊急事態（生命、身体が危険にさらされるような事態）においては在外公館との連絡を密にする必要があるため、渡航先の在外公館の連絡先を確認する。

2. 海外渡航の判断

海外渡航の実施・中止・延期・継続・途中帰国等の判断にあたり、渡航者が所属する部局等は、**（１）渡航国・地域の状況（２）渡航先機関等の事情（３）渡航者の個人的事情**に分けて判断する。

（１）渡航国・地域の状況による判断

渡航先である国・地域の状況による判断は、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報を基に部局等の長またはインターナショナルオフィス長が渡航の可否等

を判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、感染症、その他の危機事象が発生、または発生の可能性が高まっていると判断される場合には、**外務省海外安全ホームページ**による「危険情報」及び「感染症危険情報」を参考にして判断する。

出典；外務省海外安全ホームページ

《 危険情報「安全対策」の4つの目安（カテゴリー） 》 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html#index02		判 断
「レベル1：十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	渡航を実施・継続するが、滞在にあたっては危険を避けるための特別な注意を払う。
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則として、渡航の延期もしくは中止。渡航中の者は帰国。
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	新規渡航は中止。渡航中の者は直ちに帰国。
「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	新規渡航は中止。渡航中の者は直ちに帰国。
《 感染症危険情報の4つの目安（カテゴリー） 》 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html		判 断
「レベル1：十分注意してください。」	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	感染症予防対策の指導を徹底したうえで渡航を許可する。滞在中の者に対しては、最新情報の収集、感染対策医療機関の確認を徹底する。
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則として、渡航の延期もしくは中止。渡航中の者は帰国。※
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	新規渡航は中止。渡航中の者は直ちに帰国。※
「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	新規渡航は中止。渡航中の者は直ちに帰国。

※コロナ禍においては本学が別途定める渡航方針による

（2）渡航先機関等の事情

以下の場合、部局等の長がケースに応じて渡航の中止、延期、途中帰国を判断し、渡航者に指示する。

- ① 渡航先機関等における学業継続不可（学力不足、自然災害、大学等の倒産等）
- ② 渡航先機関等を退学処分や停学処分等となった場合
- ③ 渡航国・地域の自然環境の悪化や社会情勢等により生活の継続が困難な場合

(3) 渡航者の個人的事情による判断

以下の場合、部局等の長が事由等に応じて途中帰国等を判断し、渡航者に指示する。

① 病気・怪我等による場合

- イ 渡航者が病気や怪我等により入院・治療が必要となったとき。
- ロ 自宅療養が必要となる疾患に罹患したとき。

② 犯罪による場合

- イ 刑事事件の加害者または被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受けることになるため、在外公館等とも連絡相談の上、適宜判断する。
- ロ 法定薬物等の依存症に罹患した場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受ける可能性があるため、在外公館等とも連絡相談の上、適宜判断する。
- ハ 民事事件の加害者または被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき扱われることになるため、在外公館等とも連絡相談の上、適宜判断する。

③ その他

その他の個人的事情の場合は、個人の意思を基に部局等の長が判断する。

【 参考：海外渡航時の渡航先の安全確認のためのリンク集 】

- ・ 外務省（海外渡航・滞在_世界の医療事情）(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)
- ・ 外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>)
- ・ 外務省海外安全虎の巻 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>)
- ・ 厚生労働省（感染症情報）(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)
- ・ 厚生労働省検疫所（FORTH）(<https://www.forth.go.jp/index.html>)
- ・ 国立感染症研究所（NIID）(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>)

3. 渡航後に生じた危機発生時の対応

(1) 想定される危機発生ケース

本学の学生・職員等が留学や出張などの際に想定される危機発生として、以下のケースが考えられる。

- ① 重大な天災、テロ、航空機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合
- ② 事件・事故等の被害者となった場合
- ③ 事件・事故等の加害者となった場合
- ④ 刑事事件の容疑者となった場合
- ⑤ 民事事件の加害者となった場合
- ⑥ 病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合

(2) ケース別危機対応方法

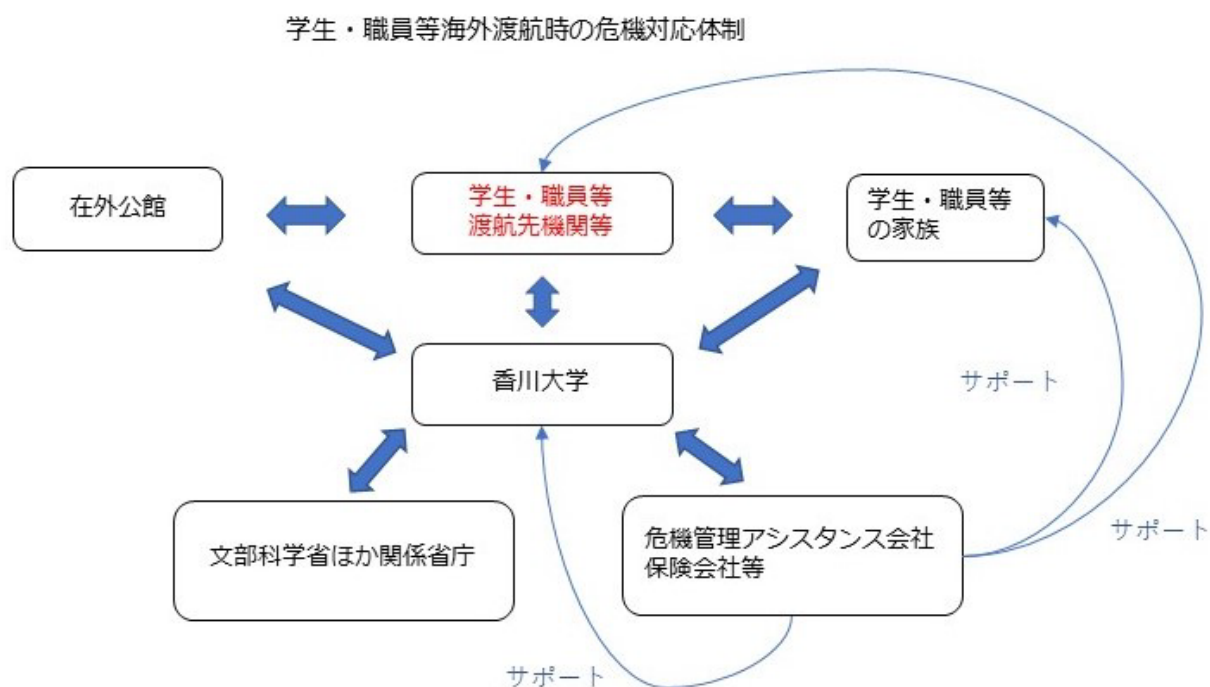
(1) のケースごとに危機管理対応は異なるが、本学の学生・職員等が生死不明又は死亡の場合は、「国立大学法人香川大学危機管理規則」に基づき、**危機対策本部（以下「対策本部」という。）**を設置する。

本学の学生・職員等が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭遇して生存が確認されている場合は、危機発生の内容により**部局等の危機対策本部（以下「部局本部」という。）**または**対策本部**を設置する。

対策本部又は部局本部を設置しない場合においても、危機に直面した学生・職員等の所属部局等は、オフィスの協力を得て適宜対応する。

なお、危機発生時の協力を得るため、事前に渡航先機関等の連絡先等を掌握する。

- ① 対策本部設置の場合；香川大学危機管理規則、香川大学危機管理基本マニュアルのとおり。
- ② 部局本部設置の場合；危機発生時の連絡を受けた部局等の長は、「**海外での事件・事故発生時の学内連絡網**」（別紙 1）のとおり連絡のうえ、部局本部を設置し、オフィス・国際課の協力を得て危機発生状況や当該学生・職員等の正確な被害状況等の情報収集を行う。
- ③ 職員を現地派遣する場合；対策本部又は部局本部は、職員の現地派遣の必要性を検討し、現地派遣が必要な場合は派遣者を決定し、オフィス・国際課の協力を得て渡航手続きを行う。学生・職員等の家族が現地へ同行する場合も同様に行う。国際課は必要に応じて本学が契約している保険会社及び危機管理アシスタンス会社に連絡する。



Ⅲ 外国人留学生等の受入れにおける危機管理

1. 受入れ時オリエンテーションの実施

外国人留学生の受入れについては、オフィスにおいて「新入留学生オリエンテーション」を実施し、以下の事項を説明する。外国人研究者等の受入れについても必要に応じて受入部局等が適宜以下の事項を説明する。

(1) 緊急連絡先などの把握

- ① 「学生身上調書」を提出すること。変更事項が生じた場合も届出をする。
- ② 一時帰国・学会参加・私事旅行等で出国する場合は、大学へ「海外渡航・一時帰国届」を提出する。
- ③ 危機発生時における大学担当者の連絡先を周知する。勤務時間内の連絡先は、「香川大学学生便覧」または「外国人留学生・研究者のための生活ガイドブック」を参照。時間外・休日の場合は、「香川大学学生便覧（緊急連絡先（勤務時間外）」や「緊急時の連絡先一覧（学生生活支援課作成）」を参照。

(2) 健康管理

- ① 定期健康診断の受診
- ② 傷病時に必要な情報、救急（119番）への連絡方法、保健管理センターや近隣病院について
- ③ 外国人留学生のための相談窓口やカウンセリング体制
- ④ 国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等への加入

(3) 自然災害

地震・津波・台風・水害等の自然災害に関する防災対策について

(4) 防犯・交通安全

- ① わが国の法律を遵守すべきこと
- ② 警察（110番）、救急（119番）への連絡方法、また、事故等の際は大学担当者へ連絡することについて
- ③ 自動車、バイク、自転車を所有する場合は、任意保険に加入することについて

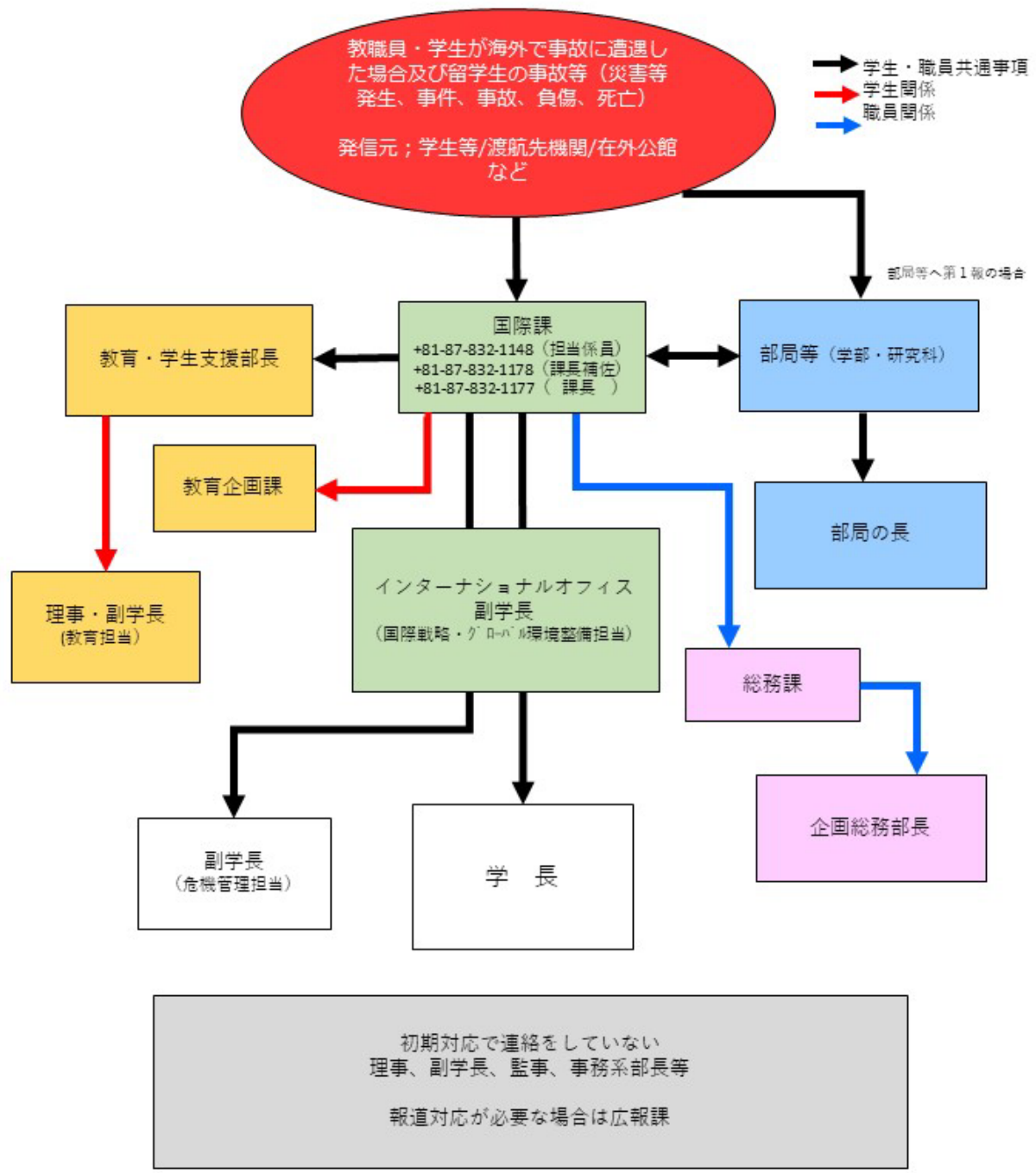
(5) 火災事故

- ① 火災事故の発生に備えて、「留学生住宅総合補償」等の火災保険に加入すること、宿舎における消火器の設置場所・使用方法、避難経路、非常口等を確認することについて
- ② 火災発生時の消防機関（119番）への連絡方法

(6) その他

就労禁止、アルバイトに関しては「資格外活動許可」の手続きを要することについて

海外での事件・事故発生時の学内連絡網



国際課E-mailアドレス
kokusai-h@kagawa-u.ac.jp